



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

少年法「改正」法案の再上程迫る！

2005年3月、「少年法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。この「改正」案は、①警察官の調査権限の拡大強化、②少年院送致年齢の下限（14歳）の撤廃、③保護観察中の遵守事項に違反した少年に対する施設収容処分、④国選付添人制度の拡充を主な内容としている。しかし、重大事件を起こした少年ほどその成育過程には大きな障害を抱えているため、その更生には児童相談所や児童自立支援施設等を中心とした福祉的・教育的な対応が必要不可欠であり、児童福祉法などの適切な運用や福祉機関等の機能の充実こそ重要である。ところが、今回の「改正」は、④の国選付添人制度の拡充を除き、いずれも、こうした児童相談所や児童自立支援施設等が果たしている福祉的・教育的機能を大きく後退させる結果を招くものであり問題である。同法案は、一度は廃案になったものの、2006年の通常国会に再上程されることが確実視されており、予断を許さない状況にある。

警察官の調査権限の拡大強化

【概要】

触法少年およびぐ犯少年に対する警察官の調査権限を法律に明記し、警察が、触法少年やぐ犯少年を調査する法的根拠としようとするもの。

【問題点】

重大事件を犯した少年の多くは、自身が虐待等により傷つけられてきた経験や複雑な成育歴を有している。そのような少年に対しては、福祉的・教育的観点から非行に至る背景を探り、ケアをすることが必要である。

それゆえ、従来、触法少年に対しては、警察の捜査ないし調査権限は認められず、児童相談所の調査に委ねられてきた。そして、児童相談所は、少年に対して適切な福祉的働きかけをする前提として、家庭裁判所の調査・審判を経る方が望ましいと判断した場合には、家庭裁判所に審判を求め、家庭裁判所は、審判を行な

う上で必要となれば自ら調査をし、または他の機関に援助・協力をさせ、少年の処分を決めるために必要な事実の解明を行ってきた。これまで、かかる方法をもってしてもなお事件の真相が解明されず措置に困ったという事例は、法制審少年法部会における審議の中でも報告されていないという。

さらに、調査の対象には、「ぐ犯少年である疑いのある者」も含まれているが、ぐ犯少年の調査は要保護性（少年の資質、環境問題）に重点がおかれるため、警察による調査の必要性はほとんど見いだせない。したがって、少年の心理や特殊性について専門外の警察官に調査権限を付与することは、そもそも不適當である。

しかも、「ぐ犯の疑い」という概念が不明確であることから、全ての子どもが警察官の調査の対象となる危険性すらある。このような、警察による社会の監視を強め、教育・福祉を大きく後退させるとともに、人権侵害という事態を招来する恐れの高い「改正」案に賛成することは到底できない。

● 少年院送致年齢の下限の撤廃

【概要】

少年院送致年齢の下限（14歳）を撤廃し、小学生はおろか幼稚園児でも少年院に送致できるよう「厳罰化」しようとするもの。

【問題点】

少年院における集団的矯正処遇は、少年に規範を遵守する精神を育てることを目的としている。しかし、14歳未満の少年に対して、これが有効に機能するとは考えられない。人格形成が未熟で対人関係を築く能力に欠け、規範を理解して受け入れるところまで育っていない子どもの再非行防止のためには、まずは温かい擬似家庭の中で「育てなおし」をすることこそが必要である。つまり、一人の人格として大切にされる経験を経て初めて、少年は自分の犯した罪と向き合い、贖罪の気持ちが起るようになるのである。

したがって、14歳未満で非行事実が認められ、施設収容が必要なケースについては、年齢に応じた福祉的な立場による施設内処遇が施されるべきであり、長年にわたる心理学や教育学等の学問的研究結果から採用された14歳という年齢制限を簡単に撤廃すべきではない。

● 保護観察中の遵守事項に違反した少年に対する施設収容処分

【概要】

保護観察中の遵守事項を守らない少年に対し、家庭裁判所が少年院送致などの施設収容処分を言い渡すことができるようにしようとするもの。

【問題点】

いったん保護観察処分が言い渡された少年に対し、新たな非行事実がないにもかかわらず、単に保護観察中の遵守事項に違反したことを理由として少年院送致処分などを可能にする制度は、憲法の定める二重処罰禁止規定に違反し許されない。

また、少年が遵守事項を守らないことが新たな「ぐ

犯事由」といえる場合には、現行法上も、ぐ犯通告制度（犯罪者予防更生法42条）により、少年院送致などが可能であるが、実際には、ほとんど利用されてこなかった。このように、既存の制度を利用することなく、少年院送致を威嚇手段とする制度を新たに設け、保護観察の実効性を確保しようとするのは問題である。

さらにいえば、保護司が長期的視点で、少年のトライアル・アンド・エラー（試行錯誤）を見守り、立ち直りに向けた少年自身の努力を助けながら更生へと導いていくのが保護観察制度の本質であり、そのためには、少年が保護司を信頼し、不都合なこと、ときには遵守事項違反を犯してしまった事実をも率直に話せる関係を築くことが不可欠である。ところが、遵守事項を守らなかったら施設に収容されるということになってしまうと、少年と保護司との間にこのような信頼関係を築くことは困難となってしまふ。つまり、かかる制度の導入は、保護観察の実効性の確保どころか、かえって、信頼関係に基づくわが国の保護観察の真髄を崩壊させる恐れすら内包しているのである。

● 国選付添人制度の拡充

【概要】

非行事実と争いが無い場合であっても、一定の重大事件について、家庭裁判所が職権で弁護士である付添人を国費で付する制度。

【課題】

国選付添人制度を拡充したことについては評価できるが、対象事件の範囲が狭いことに加え、少年が釈放された場合に国選付添人の資格がなくなるのは問題である。

東弁では、2004年10月から、「当番付添人制度（＝全件付添人制度）」を発足させ、少年鑑別所に収容された少年全てに、国費による付添人選任権を保障することを目指しており、今後も、国選付添人制度のいっそうの拡充を求めていく必要がある。

（司法改革総合センター副委員長 石黒 清子）